

福生市教育委員会会議録

平成21年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成21年3月27日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午後0時06分
- 4 場 所 第2棟4階 第2委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平野 裕 子
委 員 加藤 美 子
委 員 渡辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市民会館兼公民館長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍聴人 1名

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 議案第14号 指定管理者制度導入等に伴う関係例規の改正について
- 日程第4 議案第15号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第16号 福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第17号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第18号 福生市教育委員会再雇用職員設置規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第19号 福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第20号 福生市公民館処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第21号 福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第11 議案第22号 福生市図書館処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第23号 福生市体育館処務規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 議案第24号 福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規程の一部改正について
- 日程第14 議案第25号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 日程第15 議案第26号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第16 議案第27号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第17 議案第28号 福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正について
- 日程第18 議案第29号 福生市国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱の一部改正について
- 日程第19 議案第30号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第20 議案第31号 福生市体育指導委員の委嘱について
- 日程第21 議案第32号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について

- 日程第 22 議案第 33 号 「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う諮問について
- 日程第 23 報告第 1 号 福生市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の人事異動について
- 日程第 24 報告第 2 号 新学習指導要領移行措置に関わる教育課程届出の状況報告について
- 日程第 25 その他報告事項
- 追加日程第 1 議案第 34 号 福生市営福生野球場の使用許可における使用の制限について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから平成21年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、今日は年度としては最後ですので、異動がある課長がいらっしゃるようでございます。1年間ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、平野裕子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 では、報告を申し上げます。

定例委員会に御参集をいただきまして、ありがとうございました。

去る3月19日に中学校、また25日には小学校におきまして、それぞれ卒業式が行われたところでございます。各教育委員には御出席をいただき、告辞をいただいたところでございます。大変お世話になりました。最近私どもが伺う話として、中学校の卒業式に出席をされた方々から、生徒の服装や態度が見事で、式典も厳粛にして整然と行われたといったお褒めの言葉をたくさんいただいたところでございます。ようやくこのような言葉もいただける学校になってきたようだと感ずるところでございます。各学校、校長はじめ、教職員の日頃の努力をねぎらいたいと存じます。引き続きこの状況が定着し、更に一步も二歩も前進して、市民の皆さんにより信頼される学校づくりへと、学校と連携を取り進めてまいりたいと存ずるところでございます。

では、取り急ぎの報告としてまず1件でございますが、東京都、福生市、そして八王子市を相手取って行われておりました損害賠償請求事件でございますが、これについては控訴があったとの情報が入っております。今日の段階ではまだ情報まででございますが、本件については先にも報告をさせていただいておりますが、元福生市立福生第三中学校の教諭が、卒業式におけます校長の職務命令に従わなかったということで、東京都からは戒告処分を受けまして、そのことに伴い、東京都並びに福生市、そして八王子市を相手取りまして、懲戒処分の取消と損害賠償を求めて訴訟が行われていたところでございます。第一審の東京地裁による判決については2月19日にございまして、原告の請求の棄却が言い渡されたことについて

も既に報告を申し上げましたが、東京都及び福生市、八王子市が全面的に勝訴したわけであります。これに対しまして、原告側からは判決を不服として3月5日に控訴が請求されたとの情報が入ってきております。まだ私どもに訴状が届いておりませんので、詳細については明らかではありませんが、まず情報としてお知らせをさせていただきます。

続きまして学校教育関係で、教職員の人事異動の件でございまして、先に臨時代理の承認を得まして東京都教育委員会との交渉を進めてまいりましたが、各小・中学校、管理職を除きます主幹等の一般教諭の異動についても、東京都教育委員会から内示がされてまいりました。教育委員会事務局からは2月26日に、校長を通じまして本人への内示をいたしたところでございます。後程また担当から説明をさせていただきます。

人事異動に関連して、もう一点報告申し上げますが、事務局職員の人事異動ということで、去る3月19日に管理職については臨時教育委員会の開催をお願いして、市長からの事務局管理職員の人事異動に係る意見聴取の御審議をいただいたところでございました。御審議の結果、御同意をいただきまして、その後市長へ報告をいたすとともに、市長から管理職と併せまして他の一般職の職員の4月の人事異動が内示をされております。これまでお世話になったところでございますが、また4月1日以降、よろしく御指導方お願いを申し上げたいと存じます。

続きまして社会教育関係で、国民体育大会の発起人会の件について御報告申し上げます。昨日、平成25年に開催されます第68回東京国民体育大会の、福生市におけます準備委員会を発足させようと、発起人会が開催されたところでございます。発起人として市長、議長、教育委員長、そして町会長協議会会長、NPO法人福生市体育協会会長、文化協会会長、商工会長の7名にお集まりいただきまして、会を開催させていただき、今後福生市で行われます成年女子ソフトボールの会場市としての準備を進めることで、準備委員会を立ち上げていくことで御同意をいただきました。設立の趣旨、あるいは準備委員会の会則、役員や委員等の選任の案等々について御協議をいただいたところでございます。なお、準備委員会は8月頃には立ち上げていきたいとの予定で御同意をいただいたところでございます。今後また状況が進むに従いまして、逐一報告を申し上げたいと思っております。

それから、社会教育関係の事業で、「ふっさっ子の広場」機構会議でございまして、本日午後3時から機構会議を開きたいと思っております。平

成 21 年度、第一小学校、第二小学校、そして第四小学校で「ふっさっ子の広場」を開設する予定をいたしておりまして、その関係について御協議をいただきながら、平成 21 年度から全校にわたって「ふっさっ子の広場」が開設される状況になるところでございます。

続きまして市の動向としまして一点申し上げますが、基本構想審議会から答申がされているところでございます。福生市のまちづくりの基本になります基本構想について、審議会でご審議をいただいております。お手元にお配りをしております答申書でございますが、後程また御参照いただければと存じます。市長といたしましては、この答申を基に市の基本構想案というものを策定いたしまして、6 月市議会には提案をしてみたいと考えております。今回提案をしようとする基本構想は第 4 期ということになります。平成 22 年度から平成 32 年度にわたります 10 年間のまちづくり計画となるものでございます。今後また市での構想案がまとまり次第、教育委員会にも報告をさせていただきたいと存じます。

続きまして会議の関係で申し上げますが、市議会でございますが、3 月 3 日から 30 日までの日程で、第 1 回の定例市議会が開催をされております。既に委員会審議等は全て終わっております、30 日の最終日の本会議での議決待ちという状況になっているところでございます。平成 20 年度の補正予算、あるいは平成 21 年度の新年度予算等々、重要な案件等についても審議は全て終わっている状況でございます。それぞれが提案されました議案等については、委員会では可決という方向で審議は終わっております。

その他の会議についてですが、都市教育長会は議会月でありましたので会合はございませんでした。

以上、私からの報告とさせていただきます。また 4 月から新しい年度が始まるところでございます。よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

委 員 長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平 野 委 員 先程教育長から、中学校の卒業式が大変立派だったというお話をいただきましたが、先日、小学校の卒業式に参列したことについて報告します。

厳粛な中で卒業式がとり行われて、小学校の児童達も立派だったと思います。特に感じましたのは、児童達の卒業証書授与の態度なのですけれども、歩き方、お辞儀の仕方、賞状の戴き方と見ていてとてもきれいだと感じ

じました。私達、大人もきれいな正しいお辞儀というのができないこともあるのですが、細かい所まで先生方の御指導が行き届いていたと感じました。また一度正しいお辞儀とか賞状の受け取り方を体験しておけば、これからきっと子ども達の役に立つのではないかと思います。

委員長 他に質疑はございませんか。

加藤委員 私も卒業式で感じたことを述べさせていただきたいと思います。今まで、問題があった中学校だったと思うのですけれども、こんなに整然とした卒業式は見たことがない程きちんとされていて、非常に感動しました。これも校長先生はじめ皆さんの御指導の賜物と思います。

それと、小学校の卒業式にも列席させていただいたのですが、こちらもきちんとされていると思いました。将来何になりたいかということを一一人発言していくのですけれども、やりたいものが現実的な意見が多かったのが印象的でした。

委員長 他に質疑はございませんか。

先程加藤委員が子ども達の将来の夢について言われたことですが、キャリア教育というのは、小学校では小学生なりに、中学校では中学生なりに、そして高校生、大学生、あるいは社会に出てと、その都度、その学年あるいはその歳で夢というのは変わるものではないかとも感じました。私の勤務した学校でも、大きな夢を持っている子ども達もいるし、そうではない子ども達もいました。言い方は違ったかもしれませんが、卒業式の告辞で、今日思った夢が明日になったら変わっていた、即ち小学校から中学校へ行って夢が変わったとしても、それはそれで勉強した結果なんだという話をさせていただいたので、むしろ常にキャリアを形成していくプロセスの一つとして先生方、あるいは市民にも捉えてほしいと思うのです。

あと、教育長報告の中にあつた国民体育大会の準備委員会についてですけれども、準備委員会ができると委員長職務代理者もその準備委員の一人に入るように確か思ったのですけれども、御苦労だと思いますけれどもよろしくお願いします。

他に質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

ここで審議についてお諮りさせていただきます。

日程3から、日程18までは、規則等の一部改正でありますので、担当課長には、日程順に一括して内容説明をしていただき、その後日程ごとの

審議をいたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第14号から日程第7、議案第18号までを議題といたします。まず庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第3、議案第14号、指定管理者制度導入等に伴う関係例規の改正について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。5ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定管理者制度導入等に伴いまして、関係例規を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、議案資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。最初に1ページ、議案第14号資料を御覧ください。福生市庁議等に関する規則の一部改正でございますが、こちらは第2条(定義)の第1項第2号中「市民会館長」を削除するものでございます。

次に3ページ、議案第14号資料の2、福生市公印規則の一部改正でございますが、7ページの福生市長印課専用、並びに9、10ページの福生市民会館印及び館長印、13ページの福生市出納員領収印、福生市出納員レジ専用領収印の廃止でございます。

17ページ、議案第14号資料の3をお開き願います。福生市予算事務規則の一部改正でございますが、第2条第1項第2号中「市民会館長」を削除するものでございます。

19ページ、議案第14号資料の4をお開き願います。福生市の一般職の職員の管理職手当に関する規則の別表の一部改正でございます。20ページの市民会館に関する規定の削除をするものでございます。

21ページ、議案第14号資料の5をお開き願います。福生市会計事務規則の一部改正でございますが、第2条第1項第1号中「市民会館」の削除、及び22ページの別表の「市民会館」を削除するものでございます。

続きまして日程第4、議案第15号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定管理者制度の導入、国体準備室の設置等により、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、こちらも議案資料の新旧対照表によりま

して説明をさせていただきます。新旧対照表の 23 ページ、議案第 15 号資料をお開き願います。

まず第 9 条は文言の修正でございます。別表第 1 は指定管理者制度導入によります「地域体育館担当」の削除、並びに組織改正によります「国体準備室」の追加でございます。

次に別表第 2 でございますが、25 ページをお開き願います。学校給食課でございますが、学校給食法の改正に伴い、条ずれが生じたことによります修正でございます。

27 ページをお開き願います。社会教育課でございますが、後程説明がありますが、社会教育の教材等の貸出しを公民館に移行したことによる削除、及び地域会館のうち、扶桑・かえで会館の管理等の事務の追加でございます。

28 ページをお開き願います。スポーツ振興課でございますが、こちらは指定管理者制度導入によります熊川・福生地域体育館の削除、並びに指定管理者の指導及び監督に関する事務の追加と、「福生地域体育館担当」の削除、並びに「国体準備室」の事務分掌の追加でございます。

続きまして日程第 5、議案第 16 号、福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。議案書に戻りまして 9 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定管理者制度の導入により、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。31 ページ、議案第 16 号資料をお開き願います。別表の改正でございますが、指定管理者制度導入によりまして福生市体育館印、福生市出納員領収印の個数を 3 から 1 に変更するものでございます。

続きまして日程第 6、議案第 17 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。議案書の 11 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、議案資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。33 ページ、議案第 17 号資料をお開き願います。

第 2 条の、教育長への委任について規定をしております第 9 号の括弧書

きの、都費負担職員についても委任できないことから、そちらを削除するものでございます。

続きまして日程第7、議案第18号、福生市教育委員会再雇用職員設置規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。議案書に戻りまして13ページをお開き願います。

提案理由でございますが、再雇用職員の採用及び指定管理者制度の導入により、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、新旧対照表37ページ、議案第18号資料をお開き願います。こちらにも別表の改正で、「学校事務嘱託員」の追加と、「公民館用務嘱託員」の廃止でございます。

なお附則といたしまして、議案第14号から議案第18号まで、施行日を平成21年4月1日にいたそうとするものでございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

それでは、日程第3、議案第14号、指定管理者制度導入等に伴う関係例規の改正についての質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第15号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についての質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって日程第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第16号、福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、よって日程第 16 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 6、議案第 17 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についての質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

平野委員 先程御説明があったのですけれども、もう一度伺いしてよろしいでしょうか。33 ページの(9)で、括弧書きの「都費負担教職員を除く」というのがなくなったということは、この都費負担教職員も市で行えるということなのではないでしょうか。

庶務課長 この第 2 条については、教育長に委任できない事項となっておりますので、この「都費負担教職員を除く」となりますと、その東京都の、都費負担の職員については教育長に委任できるということになりますので、地方教育行政法によりますと、教育長に委任できない事項になっておりますので、その部分について削除するものでございます。ですから、学校の教職員については全部教育委員会が内申をするということになりますので、その部分については削除させていただくということです。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 17 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 7、議案第 18 号、福生市教育委員会再雇用職員設置規則の一部を改正する規則についての質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 18 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決するこ

といたします。

次に、日程第 8、議案第 19 号から、日程第 10、議案第 21 号までを議題といたします。市民会館兼公民館長より内容説明をお願いいたします。

市民会館兼公民館長

それでは、日程第 8、議案第 19 号から日程第 10、議案第 21 号までを一括して、提案理由並びに内容説明をいたします。

日程第 8、議案第 19 号、福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

まず提案理由でございますが、規定の整備をする必要があり、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、平成 21 年 4 月から福生市民会館に指定管理者制度を導入するに当たり、公民館事務所の住所が変更となり、公民館使用申請書と許可書の様式の中に新しい公民館事務所の住所を書き直すというものでございます。具体的にはこういう書式がございまして、その裏側の住所が変わるということでございます。

次に、日程第 9、議案第 20 号、福生市公民館処務規則の一部を改正する規則についてでございます。

提案理由でございますが、これも指定管理者制度導入に伴いまして、規定の整備をする必要があり、本議案を提出するものでございます。

提案の内容でございますが、平成 21 年 4 月から市民会館に指定管理者制度を導入するにあたり、市民会館、公民館の管理業務を新たに指定管理者が行うこととなったため、平成 21 年 4 月以降、今までの公民館事業係と市民会館の管理系の業務を統一し、「公民館係」としようとするものでございます。

次に改正案の内容でございますが、議案第 20 号資料、39 ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。まず第 2 条の（係の設置）でございますが「管理係」と「事業係」を統一し、「公民館係」にしようとするものでございます。

第 4 条の（事務分掌）ですが、今までの管理係と事業係のそれぞれの事務を「公民館係」として一つの事務分掌とするものでございますが、文言の統一なども行っています。

第 6 条の（事案の代決）ですが、館長及び館長補佐が不在のときに管理係長が決裁することになっていたものを、公民館係長が行おうとするものです。

次に、日程第 10、議案第 21 号、福生市社会教育用備品の無償貸出に関

する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

これは規定の整備をする必要があります、本議案を提出するものでございますが、内容的には議案第 21 号資料、41 ページを御覧いただければと思います。

現状の備品の状況にあわせて、既に使えなくなった例えばワープロ等の備品を削除し、今まで記載されていなかった、例えばハンドベルといったものを記載したものでございます。

以上で議案第 19 号から 21 号までの提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。審議を賜りまして原案どおり決定いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。

それでは順に、議案第 19 号、福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についての質疑はございませんか。

新しい公民館事務所の住所についてですが、市民会館と公民館と並んでいます。地番が違うのですか。

市民会館兼公民館長 今まで裏面に書かれている「連絡先」は、市民会館・公民館で、住所が福生市福生 2455 番地でしたが、これに福生市牛浜 163 番地と、公民館事務所の部分が追加されるということでございます。電話番号も追加されるということになります。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 19 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 20 号、福生市公民館処務規則の一部を改正する規則について質疑はございませんか。

私から一つ質問します。新旧対照表の現行の事業系の項第 4 号「社会教育資料を収集、整理し、市民の利用に供すること」とありましたよね。それは改正案の公民館系の項第 9 号に行って、第 10 号のところに「社会教育の教材教具の貸出しに関する事」というのを新たに付け加えていますね。「利用に供すること」と「貸出しに関する事」ということで違いがあるのですか。

市民会館兼公民館長 議案第 21 号にあります「福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条

例施行規則の一部を改正する規則について」が、今までは公民館の処務規則の中に入れていませんでした。それを処務規則の中に書き加えるということで、追加という形になっております。それで、「貸出しに関すること」については、貸出し用の書式等がございまして、その処務規則をきちんと追加させていただいたということになります。

委員長 なるほど「利用に供すること」というのはむしろ哲学的な、理念的なことであってということですね。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 20 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 21 号、福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条例施行規則の一部を改正する規則について質疑はございませんか。

加藤委員 新旧対照表の旧で「天幕」「ワードプロセッサ」とありましたが、これが無くなり、新で「ハンドベル」、「音響用器材」が加えられましたが、これは、天幕などは余り借りる方がいないのでこのように変えられたのでしょうか。

市民会館兼公民館長 この「天幕」というのは、通常テントと呼ばれているもので、非常に古く使用に耐えないものでしたので、廃棄処分という形になっております。たまたまそのスペースが空いたので「ハンドベル」を書き直したという形になりまして、本来であればこの 13 というところを削って、本来は新しく 14 ないし 15 に書き加えた方がわかりやすいかと思いますが、要はその中身が変わったという形になってしまっております。

委員長 ワードプロセッサも一緒ですか。

市民会館兼公民館長 はい、ワードプロセッサも、もうこの 7、8 年来使ってなく、その部品も、例えばインクのリボンというものが購入しようにもできなくなってきている状況でございますので、そういうものが実際に、またそのインクの機構が壊れて、ワードプロセッサとしては文書は打てるのですが、印刷ができないという状況にもなってきておまして、これを廃棄せざるを得ない状態になってきております。そのスペースに「音響用器材」という形で書き直させていただいたという形になります。

平野委員 最近、ワードプロセッサはほとんど使われなくなったと思うのですけ

れども、文書作成等でワードプロセッサに代わる、パソコンなどは貸出しはされないのですか。

市民会館兼公民館長 貸出し可能な備品としての、ワードプロセッサが内蔵されたパソコンというものは、現時点では社会教育用備品としては購入できていませんので、貸出しができない状況でございます。

委員長 公民館のスペースの中に、市民が使えるパソコンはないのですか。

市民会館兼公民館長 はい、現時点では貸出しができるパソコンというのは一台もございません。

教育長 貸出しではなくても、その公民館の場所で、市民の方が使用できるパソコンはあるのですか。

市民会館兼公民館長 市民の方が使えるパソコンはございません。

委員長 今回の質問は、できれば市民の方が使用できるパソコン等の導入も考えてほしいということだと思いますので、検討していただければということでもいいでしょうか。文言訂正そのものについて疑義はないわけですがけれどもこれを機会にということでもよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 21 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決することといたします。

先程言いましたように、備品については、要望がないものがあったとしても仕方がないので、市民からの要望を見据えながら後日お答えいただければと思います。

次に、日程第 11、議案第 22 号、福生市図書館処務規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 それでは、議案第 22 号、福生市立図書館処務規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容について説明申し上げます。21 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、図書館処務規則の一部に、地域会館の管理及び運営に関することを加え、規定の整備をしたいため、改正が必要となりますので、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の 43 ページ、議案第 22 号資料を御覧

いただきたいと存じます。処務規則第4条（事務分掌）のうち、分館に第7号として「わかぎり会館及びわかたけ会館の管理及び運営に関すること」を加え、明文化しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、施行期日は平成21年4月1日といたすものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 今後、わかぎり図書館、わかたけ図書館は指定管理者制度の方向で考えられていくということでしょうか。

図書館長 わかぎり図書館、わかたけ図書館には、わかぎり会館、わかたけ会館が併設されてございます。今回、公民館及び市民会館の指定管理者制度導入にあたりまして、松林会館、白梅会館の整理をしたということで、同様の地域会館施設がわかぎり図書館、わかたけ図書館内にも入っておりますので、その関連での文言追加ということです。今まで明文化されていなかった地域会館の仕事を図書館も兼務していた為、明文化したということで、指定管理になったということではございません。以上でございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第23号、福生市体育館処務規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第23号、福生市体育館処務規則の一部を改正する規則について、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。23ページをお開きいたします。

始めに提案理由でございますが、平成21年4月1日から、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者制度導入に伴う処務分掌の見直しにより、規定の整備をしたい為、本規則の一部を改正いたそうとするものでございます。

次に内容でございますが、別添の議案第23号資料をお開きいたします。まず第1条中「福生市体育館条例（昭和48年条例第2号）第1条の規定に基づく体育館」を、「福生市体育館（福生市体育館条例（昭和48年条

例第2号)別表第1に掲げる体育館のうち同条例第19条の規定により指定管理者が管理するものを除く。以下「体育館」という。)」に改め、次に第2条第4項中「中央体育館にあつては事務局スポーツ振興課スポーツ振興係長、熊川地域体育館及び福生地域体育館にあつては事務局スポーツ振興課地域体育館担当主査」を、「事務局スポーツ振興課スポーツ振興係長」に改めるものでございます。なお附則として、この規則は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よつて議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程13、議案24号、福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規定の一部改正についてと日程14、議案25号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第13、議案第24号、福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規定の一部改正について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。25ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定管理者制度導入等により、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、新旧対照表47ページ、議案第24号資料をお開き願います。第1条、第2条、第3条は、市民会館、福庵に関する事項を公民館で事務をすることから、「事務局及び教育機関」と文言の修正、並びに指定管理者制度導入によります第2条の第2号のキの、市民会館の「管理及び運営」を削除するものでございます。

続きまして日程第14、議案第25号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について、その提案理由並びに内容について説明を申し上げます。27ページをお開き願います。

提案理由でございますが、国体準備室の設置に伴いまして、規定を整備する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、新旧対照表 49 ページ、議案第 25 号資料をお開き願います。第 6 条の次に第 7 条といたしまして、国体準備室長の専決事案を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、議案第 24 号、25 号は施行日を平成 21 年 4 月 1 日といたそうとするものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。まず、議案第 24 号、福生市教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規定の一部改正についてから、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 24 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり可決することといたします。

次に議案第 25 号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてですが、質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 新旧対照表の改正案の 6 号の前に、「以下第 2 号から第 5 号を省略」という言葉が新たに入り、現行案にはないわけなのですが、これは追加された言葉なのですか、それとも便宜上なのでしょうか。

庶務課長 資料の新旧対照表でございますが、第 5 条 2 項、第 2 号から第 5 号までを載せますと資料の枚数が多くなりますので、省略をさせていただいております。通常の条例にはこの文言は無く、第 2 号から第 5 号の条文が載っておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 第 7 号にある「軽易な」という文言ですが、これは法令上一般的に使用されるのでしょうか。

教育長 事務決裁規程の中で課長、部長が専決できることの内容に、表現方法が無いものですから、「軽易な」を使っております。その「軽易」については、例えば金額で表せるものは数値を表すことにはなっておりますが、数値で表せない部分については用語上使わざるを得ず、このようなことになっております。

委員長 行政経験の長い方々にとっては、どの範囲が「軽易」にあたるのか、すぐにわかるものかもしれないけれども、私達にはわからないので質問してみました。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 25 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 15、議案第 26 号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、及び日程第 16、議案第 27 号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 議案第 26 号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、及び議案第 27 号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、一括して説明申し上げます。

新旧対照表の 52 ページをお開き願います。これは就学援助費の、扶助品目の給食費に関わる改正についてでございます。給食費については、現在小学校では月額 3,500 円、中学校では実費相当額を援助しておるわけでございます。しかしながら小学校では 1、2 年生、3、4 年生、5、6 年生とそれぞれ給食にかかる費用が異なっておりますことから、全学年とも「保護者負担額」とすることといたしました。またこれに併せまして中学校についても、現在「実費相当額」という表現になっているものを、同様に「保護者負担額」とするものでございます。

次に、同新旧対照表にございます医療費の項、支給額の欄中の「学校保健法」を、法改正に伴いまして「学校保健安全法」といたす変更でございます。

議案第 27 号については、新旧対照表の 56 ページを御覧ください。26 号と同様、特別支援学級に在籍する児童・生徒に関わる就学援助費中の給食費について、やはり「保護者負担額」という表現にし、また「学校保健法」を「学校保健安全法」という表現にするものでございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。まず、議案第 26 号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 26 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 27 号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 27 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 17、議案第 28 号、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 日程 17、議案第 28 号、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱の一部改正について説明申し上げます。「ふっさっ子の広場」は平成 21 年度、新たに市内の小学校 3 校、第一小学校、第二小学校、第三小学校において開設予定しておりますが、それに伴う改正、及び機構会議を充実する為、教育委員会事務局参事を加えようとするものでございます。新旧対照表 59 ページを御覧ください。

新たに市内の小学校の 3 校において「ふっさっ子の広場」を開設することで、市内の小学校全て開設となり、実施する小学校を区別する必要がなくなった為、以下の 3 点を変更いたします。第 1 に、第 2 条で現行の下線部分の「称し、実施する小学校（以下「実施校」という）は、別表第 1 のとおりとする」は、「称する」のみになります。それに伴い 61 ページの一番後ろの別表 1 も削除となります。第 2 に、第 4 条で、全校実施となる為、同様に「実施校」及び「実施校学区」をそれぞれ「小学校」及び「小学校の学区」に改めようとするものです。第 3 に、第 5 条で「別表第 2」は別表 1 が削除となったため「別表」となり、第 3 号の「実施校」を「小学校」に改めようとするものです。

次に、機構会議を充実するため、第 10 条の第 2 項の機構会議のメンバーに教育委員会事務局参事を加えるため、第 4 号を追加します。その為、現行の第 4 号以下が順次ずれたものでございます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 28 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 18、議案第 29 号、福生市国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱の一部改正についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第 29 号、福生市国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱の一部改正について、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。35 ページをお願いいたします。

始めに提案理由でございますが、平成 21 年 4 月 1 日から事務局に国体準備室を設置することに伴い、規定の整備をしたいので、本要綱の一部を改正いたそうとするものでございます。

次に改正の内容でございますが、別添議案資料 63 ページをお願いいたします。まず第 7 条第 3 項中「スポーツ振興課長」を「国体準備室長」に改め、次の第 8 条中「スポーツ振興課」を「国体準備室」に改めるものでございます。

なお附則として、この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 29 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 30 号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 日程第 19、議案第 30 号、福生市社会教育委員の委嘱について説明申し上げます。37 ページをお開きください。

現在の社会教育委員の任期は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとなっております。従いましてここで任期満了になりますことから、

福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づきまして、表にございます10名の方を社会教育委員として委嘱いたそうとするものでございます。

この内、新たに委嘱する方はお二人でございまして、お一人目は一番上段の笹森肇氏でございます。笹森氏は市立小・中学校校長会から御推薦をいただいております、第二中学校の校長でございます。もうお一方は学識経験者ということで、一番下の松田恵示氏でございます。松田氏は東京学芸大学の准教授でございます。ほかの8名については再任でございます。

なお、任期は平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間でございます。

以上説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から追加説明しますと、先日生涯学習について、東京都と東京学芸大学が連携したという報道記事があったと思いますが、その中の「おもちゃ王国」とのプロジェクトについて、松田氏は中心的人物なのです。そのような人がよく社会教育委員を引き受けてくれたと、事務局の御努力に感謝したいと思います。

加藤委員 新任の方々の年齢を教えてください。

社会教育課長 笹森氏は51歳、松田氏は47歳でございます。

委員長 再任の方々の年齢はわかりますか。

社会教育課長 後で、確かめて報告します。

委員長 お願いします。他に質疑はございませんか。

平野委員 松田恵示先生のお名前は存じておりましたので、インターネットで調べたのですけれども、関わりを大切にしたい新しい体育授業とか、学校現場と社会を結ぶ様々な研究をなさって御活躍でいらっしゃるというのが書いてありました。そんな素晴らしい方が社会教育委員になって頂けて、ありがたいと思っております。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。先程の年齢の件については、後程文言整理をさせてもらいたいと思いますが、議案第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 31 号、福生市体育指導委員の委嘱についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは、議案第 31 号福生市体育指導員の委嘱について、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。39 ページをお願いいたします。

始めに、大変申し訳ございませんが、議案書の訂正をお願い申し上げます。表の上部にございます任期が平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなっておりますが、これを平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までと訂正をお願い申し上げます。

体育指導員につきましては平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で、現在 8 名の委員を委嘱させていただいておりますが、定員 12 名に対し 4 名の欠員となっている状況でございます。今回任期途中でございますが、新たに 1 名を追加して委嘱しようとするものでございます。

委嘱をお願いいたしますのは沖山健司氏で、現在会社員でございます。以前、平成 6 年から平成 9 年までの 3 年間、福生市体育指導委員としての経歴をお持ちの方で、お仕事の都合で退任された経過がございます。昨年、福生市へ戻られたとのことで、御本人も体育指導委員として市民スポーツ関わらせていただきたいといった意向もございまして、任期途中ではございますが、1 名追加して委嘱いたそうとするものでございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から一つ質問します。指定管理者制度導入が 2 館となって、体育指導員は従来どおりの 12 名ですが、社会教育のスポーツ振興として、体育指導員の人数やその役割について将来像はお考えになっているのでしょうか。

スポーツ振興課長 体育指導委員は、以前は 12 名全員おりまして、現在も定員 12 名ですが、平成 19 年度に 8 名が退任されました。年々スポーツの普及、また市民レベルが向上してきていることから、福生市のみならず全国的に、市民が体育指導委員に求めるニーズが変わってきております。今まで何でもこなしていた体育指導委員の活動が、専門性の高まりや、高齢者、障害者の方への指導、夜間のみでなく昼間の活動の重視により、専門的、全日的になっていること等から、なかなか定数が埋まらないという状況もございます。

今後、我々としては体育指導委員としての役割をもう少し明確にして、指示をしていきたいと考えています。またスポーツ行政といいますか、そのような部分でも専門性を明確に出し、健康増進に向けての計画を立てて

いきたいと思います。将来的にはスポーツ振興審議会等も視野に入れながら、現状の中でスポーツ振興審議会の専門の方と、体育指導員の役割を明確にしていければと考えてございます。以上でございます。

委員長 市町村によっては、体育協会等の傘下のスポーツ団体に指導員の資格を与えたりしているところもあるようですね。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 31 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 31 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 21、議案第 32 号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。市民会館兼公民館長より内容説明をお願いいたします。

市民会館兼公民館長 それでは、日程第 21、議案第 32 号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございますが、提案理由並びに内容について説明をいたします。41 ページを御覧いただければと思います。

まず提案理由でございますが、現在委嘱中の公民館運営審議会委員の任期が、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとなっております。ここで任期が終了いたします。そこで、社会教育法第 30 条及び福生市公民館条例第 17 条の規定に基づき、本議案を提出するものでございます。

提案の内容でございますが、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までを任期とする公民館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

以上で提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 備考欄に、社会教育関係者と書いてありますけれども、具体的な内容を教えていただけますか。

市民会館兼公民館長 社会教育関係者の高崎賢啓さん、林美幸さんは、福生市公民館の本館の利用者連絡会からの推薦でございます。社会教育関係者の吉岡勇さんは松林会館の利用者連絡会からの推薦でございます。前田政一さんは同じく白梅分館の利用者交流会からの推薦でございます。木村時雄さんは文化協会の団体からの推薦でございます。林幸子さんはシルバー人材センターからの推薦でございます。宮崎寿美代さんは社会福祉協議会からの推薦でござ

ざいます。以上でございます。

平野委員
市民会館兼公民館長

降旗信一さんの経歴を教えてください。
降旗信一さんは現在、実際には社会教育学会のプロジェクトの生涯学習の担当をされている方であります。また、農工大学の一般教養の方の環境教育学の講師もされている方でございます。環境教育や社会教育について非常に造詣が深く、福生市では公民館の講座等でいろいろ指導・助言を賜ってきた経緯がございますし、福生市について多方面で熟知されていますので、今後、公民館として生涯学習、また学社融合といった視野をもって事業を進める上で、降旗さんが最適ではないかということでお願いいたしました。以上でございます。

加藤委員
市民会館兼公民館長

前田政一さんは以前、平成7年4月1日から平成11年3月まで公民館運営審議会委員でしたが、退任された理由はお仕事の関係だったのでしょうか。
加藤委員からの御指摘のとおり、白梅分館の利用者交流会からの選出でしたが、多忙を理由にお辞めになりましたが、今回はお仕事を退職されたということと、また利用者交流会でも適任だということで推薦されたものでございます。

委員長

他に質疑はございませんか。
ないようですので、お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第22、議案第33号、「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う諮問についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長

日程第22、議案第33号、「第二期福生市生涯学習推進計画」を策定するための福生市の生涯学習の振興方策に伴う諮問について、説明申し上げます。44ページをお開きください。

諮問理由でございますが、教育基本法、社会教育法の改正、及び国、東京都の審議会の答申を踏まえ、更に市民ニーズの多様化など、生涯学習をめぐる様々な社会の変化に柔軟に対応させる為、福生市生涯学習推進計画を見直す必要が生じたので、福生市社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づき、福生市社会教育委員の会議に諮問いたしたく、本案を提

出するものでございます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 提出についてですが、現在の福生市社会教育委員の会議の議長は任期が3月末までですが、4月になりますとまた新たな議長名で提出されるのでしょうか。

社会教育課長 はい、4月に任期が変わりますので、そこで議長、副議長については互選になりますので、その提出時点で名前が変わることになると思います。

委員長 これはいつ諮問しますか。

次長 諮問の年月日でございますけれども、平成21年4月1日付で諮問を出させていただきますが、その時点ではまだこの委員の会議の中の議長、副議長が決まっておりませんので、決まり次第、第1回の社会教育委員の会議の場におきまして、諮問を出させていただくということになると思います。以上でございます。

委員長 議長が決まってからということですね。

基本的なことを教育長に伺いたいのですが、この社会教育委員並びに社会教育委員の会議というのは教育長の諮問機関ですね。教育委員会が委員長として諮問してしまうのは、手続き的におかしくはないのですか。

教育長 これからお願いをしようとするものは生涯学習推進計画でありますので、私の一存で諮問をするというよりも、教育委員会としての考え方で諮問するのがよいかと思います。

委員長 この教育委員会ですいているので、教育長がそれを承知していればいいということですね。教育長の諮問機関だからですね。わかりました。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第23、報告第1号、福生市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の人事異動についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第23、報告第1号、福生市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の人事異動について、報告させていただきます。47ページをお開き願います。

福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、2月の定例会におきまして、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の管理職以外の職員の任免、その他の進退を行うことについて、教育長臨時代理としての承認を受けましたことから、本日、平成21年4月1日付けの人事異動の報告をさせていただくものでございます。なお、管理職員につきましては、教育委員会に内申を受けておりますので省略をさせていただきます。48、49ページをお開き願います。

最初に事務局職員の異動でございますが、課長補佐職5人、係長・主査職4人、主任職1人、主事職3人、技能主任職への承認が1人、再任用職員2人、指導主事1人の17人で、管理職を含めまして20人の異動でございます。

50ページをお開き願います。学校職員でございますが、小学校では教職員36人、うち新規採用が14人、再任用が3人です。事務職員では4人、うち再任用1人で、管理職員を含めまして44人の異動でございます。

次に中学校ですが、教職員12人のうち新規採用が6人、事務職員では2人で、管理職を含めまして17人の異動でございます。

なお、詳細については配付させていただいております名簿等を御覧いただければと存じますので、よろしく願いをいたします。以上で報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。報告第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第1号は原案のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、報告第2号、新学習指導要領移行措置に関わる教育課程届出の状況報告についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 では、報告第2号、平成21年度教育課程編成状況について説明いたします。52ページをお開きください。

文部科学省から新しい学習指導要領が示されまして、平成21年度から本格実施に向けました移行措置期間に入っております。そこで平成21年度については、各教科について標準指導時数が示されておりまして、表

にごじますように、小学校では算数、理科、体育についての時数増がございまして、また、小学校5、6年生で最大35単位時間の外国語活動を行うということ等が示されております。更に資料にはございませんが、算数、理科、社会科などの教科において、学年ごとに指導することとされていた内容が追加されるということもございました。

さて、本市においては、各学校に教育課程の編成方針を示しますとともに、具体的な内容について何度もやり取りを行い、3月10日、11日の二日間にわたりまして、各学校から平成21年度教育課程の届出を受け付けたところでございます。

52ページの下段には、各小学校の移行措置期間を踏まえました教科の時数設定の状況についてまとめてございます。ここにございますように、全小学校で文部科学省が設定いたしました時数を上回る計画がされております。

特に平成21年度から導入されます外国語活動については、平成21年度は最低12単位時間、また平成22年度は最低24単位時間、本格実施となります平成23年度には35単位時間が指導できるように、計画的に導入することを予定しておりまして、これを踏まえました本年度外国語活動の計画がされております。

更に教科の指導内容については、追加になりました内容を年間指導計画に位置付けるように徹底をいたしておりまして、また各学校には追加の内容について記した教科書が配付をされております。

次に中学校についてでございますが、53ページを御覧ください。中学校では平成21年度、数学、理科の時数増で、更に選択教科の時数減が示されております。市内3校の中学校においても、これらを踏まえました編成が下の表の通りにされておりました、また指導内容についても小学校同様の措置がされておるところでございます。

以上のように各学校においては、移行措置期間の編成基準を踏まえました平成21年度の教育課程編成が適正に実施されている旨、報告させていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
平野委員 各学校とも標準の指導時数は上回っているのですけれども、各学校ごとに見ますと時数にばらつきが見られます。これにより、福生市内の子ども達に不平等が起きないでしょうか。また、特定の教科について時数を多く取っている学校は、特にその教科の学力をつけたいという意向の表れなの

でしょうか。

主 幹 時数のばらつきでございますけれども、標準指導時数をクリアすることが最低限の条件としておりまして、その部分についての指導はまず確実にいたしておるところでございます。

ばらつきが生じているものについて、例えば英語活動について、ある小学校では現在も非常に力を入れていることから、最低指導時数の12時間ではなくて、充実した指導を続けていきたいということから時数が多くなってございますし、また最低の時数を設けている学校については、今後段階的に指導をする予定でございます。

また、他教科についても時数のばらつきが多少ございますが、やはり学校間で力を入れて指導していきたい教科については、差が出る部分もあるのではないかと理解しています。

加藤委員 私も平野委員の意見と同じで、その点を非常に心配しながら表を見ていたのですけれども、各学校によって特徴を出していくといった趣旨になるのでしょうか。

主 幹 もちろん、教育課程の編成については学校長の裁量の下で、例えば先程ある小学校で英語に力を入れているといった話題がありましたが、力を入れたい、また実績があるという部分についてはそれを教育課程に反映させ、それについてこちらで吟味をし、問題がないものについては受理をしていく手続きを行っているところでございます。

委員 長 我々も、この移行措置に併せて、どこの教科を重点的に指導したら福生市の基礎学力が定着するののかという精査をしていかなければならないと思っておりますので、御指導いただければと思います。

教育 長 この時点でどうというよりも、教育課程の編成の基本方針を示す、その時点で教育委員会としてどうするかという御意見として、まとめておかなければいけないことだと思っております。それから、それぞれ標準の時数については確保できていて、なおかつ特別な事情があっても、学校、学年、学級が閉鎖といった事態に対しても対応できるような時数確保ができていくということですので、私どもが示している方針、基本的な考え方に対して逸脱をするような状況は全くないと思っております。

もうひとつは、学校にはある程度の裁量があっても、その裁量の中で任せて学校の特徴を出させるということです。教育委員会は学校に対し、それぞれの特色を出した学校教育をするよう指導をしているので、そのところはある程度の飲み込み方をしない限り、特色は出せないと思うのです。

ですから子どもが何を心配をするかという、その心配の部分が、先程御発言いただきましたことについて、何を御心配なさっておられるか具体的にお話をいただいたほうがよろしいか存じます。

委員 長 市民にとっての心配というのは、もちろん標準はクリアしていても、学校によって教科の時数が多い学校と少ない学校があるということが、公平性を確保できるのかということだと思います。先程、精査しないとわからないと申し上げた理由は、ある学校では、ある教科について極めてよい指導が行われ、子ども達も意欲的に取り組んでいて、その結果も表れている。だから、他の学校によりも力を注ぐといった自己評価とあわせて特色を出していったほしいのだと、一市民でもある教育委員は思っているということであろうかと思えます。

ですからこういう時数が出てきた時に、学校側は教育委員会に対してきちんと一つずつ説明する責任があるかと思えます。細かくなって大変かもしれませんが、うちはこういう特色にする為にこうだという市民を安心させる説明責任がこれから生じてくるのではないかということをつけ加えて、今後検討させていただくということではいかがでしょうか。

教育 長 小学校の外国語の場合は、いわゆる国語、社会、算数、理科といった教科としての扱いではなく、例えばこれこれの単元があつて、その単元のここまでクリアしたかということはありませんので、そういう意味でいうと時間数が問題になるということではないと御理解をいただいた方がよろしいかと思うのです。小学校は「外国語」とはなっていません。「外国語活動」となっています。

委員 長 道徳特別活動、総合的学習の時間、外国語活動、これは教科外の領域等と言われるところです。

教育 長 それから年間を通じて言えば、学校における教育活動が行われる週で35週というのが基本になります。「35」ということは週に1時間ということで、俗に言う一コマです。そういう時間ということですから、12時間、16時間、25時間というところのその差が、「英語活動」という活動に対してどれだけ差が出るかというのはむしろ、大きな差にはならないだろうと別の側面としては見られるのではないかと思います。

加藤委員 その補足というか、説明がないとこれは誤解されてしまう部分があるのではないかと思います。

教育 長 これは学校からは説明は来ているのですか。

参 事 先程主幹から説明をいたしましたけれども、この教育課程編成について

は、福生市教育課程編成方針にのっとりまして編成を校長に指示をいたしたところをございまして、その結果、私どもが示しております指導時数を上回る分については、学校裁量というところで特段の指導はいたしておりません。

ただ今後そのような指導が必要であるということをございまして、編成方針のところできちんと決めていく必要があろうかと思いますが、先程教育長から説明をいただいておりますように、学校に応じて、その経営方針に従って、どの部分を強調するかといったところについては、指導時数で比較するというのではなくて、やはり年間指導計画等を併せて提出をさせておりますので、そちらの内容等のきちんとした吟味をしながら、今後教育課程の編成方針を作っていく必要があるのではないかと考えております。

そういった所で、それぞれの時数を設定した理由については、教育課程を編成する上で、指導主事と学校担当とのやり取りの中で説明をさせてはおります。従いまして、各学校の校長には教育課程編成の時数について、年度当初に説明させたいと考えております。

委員長 他に質疑はございせんか。

ないようですので、お諮りいたします。報告第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は原案のとおり承認することといたします。

ここで日程の追加をお願いします。

追加日程第1、議案第34号、福生市営福生野球場の使用許可における使用の制限についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 追加日程第1、議案第34号、福生市営福生野球場の使用許可における使用の制限について説明申し上げます。本議案については、平成21年第1回定例会に協議事項として御協議いただき決定しておりますが、使用制限種目を新たに追加したく、追加議案として提案するものでございます。

新たな使用制限種目の追加でございますが、議案書の裏面を参照願います。「福生野球場の使用制限について」の下段の部分にございますアンダーラインの部分でございますが、第1回定例会に御協議をいただいた時に「硬式野球、準硬式野球」となっておりました所を、今回新たに「軟式野

球（中学生以下を除く）」を追加し、使用の制限を拡大することで安全対策として更なる強化を図ろうとするものでございます。以上、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。改修計画も資料にきちんと出ておりまして、改修が済むまでの間と受け止めてよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 34 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 34 号は原案のとおり可決することといたします

それでは続きまして日程第 25、その他報告事項について説明をお願いいたします。その他報告事項 1、学校施設の安全点検の報告についてを庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 それではその他報告事項の 1、学校施設の安全点検の報告について御報告させていただきます。59 ページをお開き願います。

まず、校舎等の天窓、トップライト等の措置状況についてでございますが、昨年杉並区の小学校において、児童の屋上天窓からの落下事故が発生いたしました。その事故を受け、市内全小・中学校の調査を行い、第三小学校、第六小学校及び第一中学校、第二中学校、第三中学校の 5 校、7 箇所危険箇所がありましたので、改修等の措置を実施いたしました。

61 ページをお開き願います。第三小学校のプールですが、更衣室等の侵入が可能なことから、右側の写真のように少しのり面を作り、登れないような措置をとっております。

62 ページをお開き願います。第六小学校のランチルーム天井のガラスブロックでございますが、こちらは避難路になっていることから、右側写真のように落下防止措置を行っております。こちらは枠を作りまして、その中に少し厚いガラスといったグラスファイバーを張って、そのガラスブロックが割れた場合でもそこで更に落下しないといった措置を講じておるところでございます。

続きまして 63 ページをお開き願います。こちらは第六小学校のプールの更衣室でございますが、既設の柵が設置措置されておりましたので、改修等の必要はないということで改修はしてございません。

続きまして 64 ページをお開き願います。こちらは第一中学校プール更衣室でございますが、こちらは2階に天窓が設置されておりますことから、進入することが不可能でありますので、改修等の措置はしておりません。

次に第二中学校ランチルームの天窓でございますが、66 ページの写真のとおり、非常階段から進入ができますことから、右側の写真のとおり柵を設置し、ランチルームの屋上等に行けない形で柵を設置しております。

67 ページをお開き願います。第三中学校の体育館からプールの更衣室へ侵入ができることから、有刺鉄柵を設置いたしまして、進入を防止する措置をしております。

69 ページをお開き願います。教育委員の皆様が学校訪問時に、階段踊り場から窓外への転落事故等の危険性を指摘されました件で、各小・中学校の調査をした結果の一覧表でございます。

調査結果により小・中学校の 14 箇所に、明確な規定はございませんが、腰高 1.1 メートル未満の箇所について改修することといたしました。改修施工等については平成 21 年度早々を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

73 ページをお開き願います。昨年 9 月に、第四小学校の校庭にございます桜の枝が折れました。その事故によりまして全校の樹木を調査し、危険性のある樹木の診断を実施しましたところ、下段の表のと通りの診断結果が出ました。その結果、12 本の樹木の伐採、35 本の樹木の剪定をしなければならぬ結果となりました。そこで、こちらについても平成 21 年度早々に伐採並びに剪定をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上で報告とさせていただきます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平 野 委 員 有刺鉄柵が張られている箇所がありましたけれども、高さは何センチ位なのでしょうか。

庶 務 課 長 一応中学生または大人がまたいで行けない形ですので、第二中学校のランチルームの柵は 2 メートル少しございます。第三中学校の有刺鉄柵は 1 メートル 50 センチ位の高さでございます。

平 野 委 員 第三小学校の更衣室の上にもありますね。

庶 務 課 長 こちらは、今までは靴箱を使って登れる可能性がありましたが、そこに「のり」を付けまして上がれない措置をしているところでございます。

平 野 委 員 今の、靴箱の上に三角の屋根みたいな「のり」を付けていただいていたよかったですと思うのですが、私も以前、学校ではないのですが、子どもが

公園のトイレの屋根に登って降りれずに困っていたので救助したことがありました。子どもはどんな行動をするかわかりませんので、いろいろな面で気をつけていかなければいけないのかなと思いました。

委員長 どの場面でも言うのですけれども、万全の措置を取ると同時に、危険回避の安全教育を「家庭でも」と言うのですが、やってくれる家庭はきちんとやっているが、どうしたらいいのかわからないという家庭もありますので、学校教育でも校長講話等をお願いしますということでよろしいでしょうか。やはり本来はマナーが先ですよ。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、その他報告事項1の説明を終わります。

ほかに報告事項はございますか。よろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成21年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後0時6分 閉会